

四日市市立富田小学校 PTA慶弔規定

第一条 この規定は四日市市立富田小学校在職中の教職員とPTA会員ならびにその子に適用する。

第二条 慶賀の意を表す場合は、本校在職中の教職員のみ下記に下記の金額を贈る。

- ア 結婚祝 5000円
- イ 出生祝 5000円

第三条 弔意の意を表す場合は、教職員とPTA会員ならびにその子供に下記の金額を贈る。

1. 教職員の場合

- ア 職員の死亡 5000円と花輪か生花
- イ 配偶者の死亡 5000円
- ウ 子供の死亡 3000円

2. 会員とその子供の場合

- ア 会員の死亡 8000円
- イ 子供の死亡 8000円

3. 通夜見舞い 菓子

第四条 見舞いの意を表す場合は、教職員と子供に下記の金額を贈る。

1. 教職員の場合

- ア 病気やけがなどで入院した場合 3000円
- イ 職務中の災害およびその他必要な場合は、その都度本部役員が協議の上、贈る。

2. 子供の場合

- ア 病気やけがなどで1カ月以上欠席した場合 3000円
- イ 病状によっては1カ月以下の場合も考慮する。

第五条 教職員が転退職する場合は、下記のように感謝の意を表す。

- ア 一ヶ年及び一ヶ年末満は2000円とし、在職一年を増すごとに2000円を加える。
- イ 特別功績のあった人は別に考慮する。
- ウ 本校在職5年以上の者には、上記以外にPTA総会の場で感謝状と5000円相当の品物を贈る。
- エ 歓送迎会は、その都度本部役員が協議の上、決める。

第六条 会葬の参列する場合は、下記の規定による。

1. 教職員の場合

- ア 職員の場合は、本部役員と学級委員の代表ならびに学級児童の代表および全職員
- イ 職員の家族の場合は、本部役員と学級委員の代表および職員の代表

2. 会員とその子供の場合

- ア 会員の場合は、本部役員と学級委員および学校長と学級担任の職員、児童代表
- イ 児童の場合は、上記の他に学級の全児童

第七条 通夜の見舞いは、第六条の会葬の場合に準じる。

第八条 本規定にない事項が生じた場合は、その都度本部役員と学校長が協議の上決定する。

第九条 本規定の改正は、PTA会則第八条の決議機関にて決議する。

第十条 慶弔に対する返礼は、一切しない。

- 附則
- 1. この規定は、平成11年4月1日より適用する。
 - 2. この規程の一部を改正し、平成13年4月1日より適用する。
 - 3. この規程の一部を改正し、平成17年4月18日より適用する。
 - 4. この規程の一部を改正し、平成18年4月17日より適用する。